

広島県告示第五百四十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤田 雄山

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所	指定年月日
株式会社フジシン	広島市中区舟入中町九一六	ケアサポートフジシン 広島市中区舟入中町二二二大本ビル一階	平成一八年六月一日
日本基準寝具株式会社	広島市安佐南区大町東二丁目一五―二	日本基準寝具株式会社福山営業所 福山市新涯町六一二―三〇	平成一八年六月一日
株式会社マイカル	大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一―三〇	株式会社マイカル廿日市サテイ 廿日市地御前一丁目三一―五	平成一八年一月一日
株式会社マイカル	大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一―三〇	株式会社尾道サテイ 尾道市天満町一七―二三	平成一八年一月一日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	アイリスケアセンター広島西 広島市西区三篠町三丁目一〇―二米村ビル一階	平成一八年一月一日
朝日ナショナル株式会社	福山市御町二―一	朝日ナショナル福祉用具販売事業所 福山市御町二―一	平成一八年二月一日
企業組合労協セクター事業団	東京都豊島区池袋三丁目一―二光文社ビル六階	福祉用具のぱいちえ 広島市安芸区矢野町七五二―一九〇	平成一九年一月一日
尾道医療器株式会社	尾道市西御所町六一―三	尾道医療器株式会社福祉介護用品事業部 尾道市西御所町六一―三	平成一九年一月一日
イワタニ山陽株式会社	広島市安芸区中野一―七―一	イワタニ山陽株式会社三次支店 三次市西酒屋町八〇七―一	平成一九年二月一日